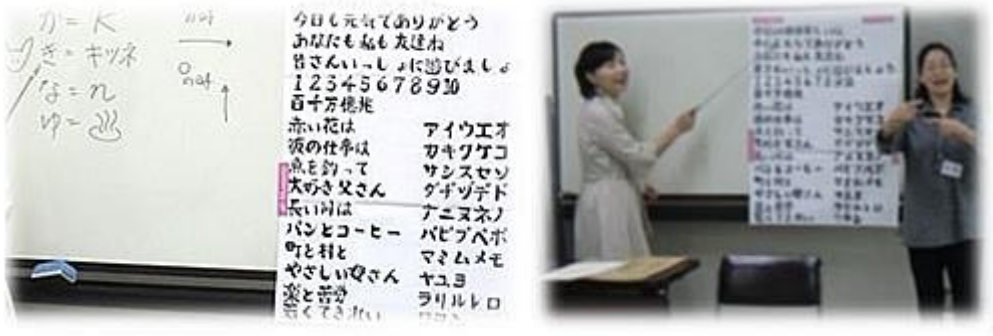


2017年6月26日 月曜昼の部 どっち？

恒例の手話の体操

今回は、手話単語の語源を交えながら…



本日のテーマ 「どっちが？」

テーマ 「どっちが??！」

どっちがいいの？

一つの状況のもとで、A、B二つの行動、どちらを選ぶか？

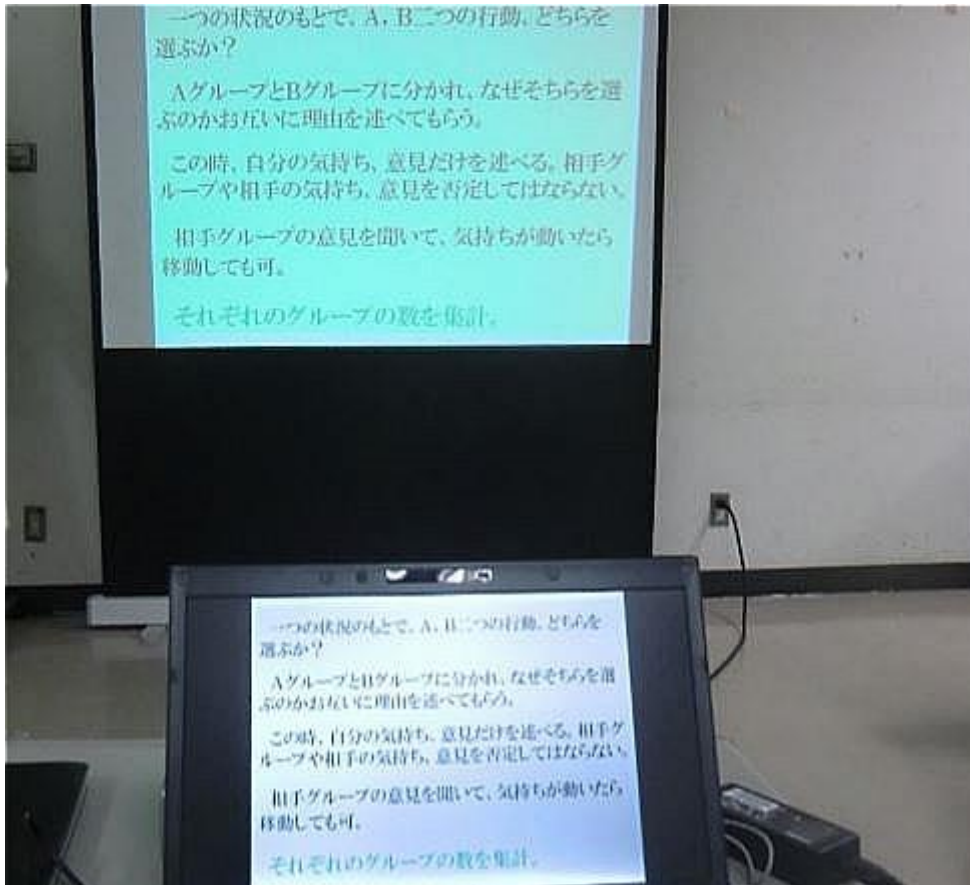
AグループとBグループに分かれ、なぜそちらを選ぶのかお互いに理由

を述べてもらう。

この時、自分の気持ち、意見だけを述べる。相手グループや相手の気持ち、意見を否定してはならない。

相手グループの意見を聞いて、気持ちが動いたら移動しても可。

其々のグループの数を集計。



状況 1

お友達が「一緒に食べよう！」といってお饅頭を持って遊びに来ました。

この時どちらを出しますか？

A : 緑茶

B : コーヒー

状況 2

暑い日の午後2時。今飲むならどっち？

A : 水

B : 麦茶



状況 3

お買い物に行くなら…

A : 午前中

B : 夕方

状況 4

朝起きてから、なんだか体がだるい。お腹も調子が悪い。何か変だ。病院に行くことにしました。さて、どちらの病院に行きますか？

A : 総合病院

B : 個人病院



状況 5

人生最後の時、どっちで最期を迎えたい？

A : 病院

B : 自宅

状況5

人生最後の時、どっちで最期を迎えたい？

A: 病院



B: 自宅



状況 6

旅行に行くことになりました。同じランクの二つのホテルがあります。どっちを選ぶ？

A : 食事が豪華なホテル

B : 温泉が充実しているホテル

状況 7

テレビ番組を見るなら…

A: やっぱりドラマが一番

B: ドキュメンタリー (事実をありのままに表現したもの)

状況7

テレビ番組を見るなら・・・

A:やっぱりドラマが一番



B:ドキュメンタリー(事実をありのままに表現)



いろいろな考え方があることがわかる

同じ意見でも ... 理由はそれぞれ

性格、生き立ち、環境によって考え方は様々

自分と違う人がいる、という事実を受け入れる(認める)ことが大事

認めるなら、自分がラク、周りの人もラク

いろいろな考え方があることがわかる

同じ意見でも …… 理由はそれぞれ

性格、生き立ち、環境によって考え方は
様々(さまざま)

自分と違う人がいる、という事実を受け入れる(認める)ことが大事

認めるなら、自分がラク、周りの人もラク

「十人十色」

10人いれば10通りの考え方がある ⇒ 個性

個性がなく、すべて自分と同じ人だったら? ⇒ 気持ち悪い、成長なし
一人一人が違うから、お互いをカバーし、学び、成長していける

「十人十色」

10人いれば10通りの考え方がある ⇒ 個性

個性がなく、すべて自分と同じ人だったら？ ⇒ 気持ち悪い、成長なし

一人一人が違うから、お互いをカバーし、学び、成長していける



ろう者、健聴者、文化が違う

違う文化に接しながら、お互いが、それを受け入れ歩み寄り理解しあう受け入れることができないなら、近寄ることができない。手話を学ぶ立場としては致命傷

例えば…

自分と違う考え、行動を目にしたときに、どのように反応するか？

A : 「あ、私とは違う。変なの…」

B : 「あ、私とは違うんだ。」

A : 否定、見下げることにつながる

B : 肯定、尊重

自己(じこ)決定権(けっていけん)

自分(じぶん)の生(い)き方(かた)や生活(せいかつ)について、自由(じゆう)に決定(けってい)する権利(けんり)。

例(たと)えば、結婚(けっこん)、出産(しゅっさん)、治療(ちりょう)、服装

(ふくそう)、髪型(かみがた)、趣味(しゅみ)、家族(かぞく)生活(せいかつ)、医療(いりょう)、ライフスタイル等に関(かん)する選択(せんたく)・決定(けつてい)について、公共(こうきょう)の福祉(ふくし)に反(はん)しない限(かぎり)において尊重(そんちよう)される。
憲法(けんぽう)13条(じょう)で保障(ほしょう)されている。

じ こ け っ て い け ん

自己決定権

じぶん い かた せいかつ

自分の生き方や生活について、

じゆう けつてい けんり

自由に決定する権利。



たと けっこん しゅっさん ちりょう ふくそう
例えば、結婚、出産、治療、服装、
かみがた しゅみ かぞく せいかつ いりょう
髪型、趣味、家族生活、医療、
らいふすたいる とう かん せんたく
ライフスタイル等に関する選択・
けってい こうきょう ふくし はん
決定について、公共の福祉に反し

かぎ そんちよう
ない限りににおいて**尊重**される。

けんぽう じょう ほしょう
憲法13条で保障されている。

日本国憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

日本国憲法第13条

こくみん こじん そんちょう
すべて国民は、個人として尊重され
せいめい じゆうおよびこうふくついきゅう
る。生命、自由及び幸福追求に
たいするこくみん けんり こうきょう
対する国民の権利については、公共
ふくし はん りっぽうそのた
の福祉に反しない限り、立法その他の
こくせい うえ さいだい そんちょう
国政の上で、最大の尊重を
ひつよう
必要とする。

本日の学習会の結論

お互いの違い(個性)を認め合う(尊重する) →それが幸福の近道!! →
楽な生き方!!